

令和5(2023)年度 第1回通常総会報告

事務局長 船津 良

令和5年6月24日(土)、新事務所(千葉市中央区千葉港4-5)からの配信(Zoom機能を使用)により、令和5年度の第1回通常総会がオンラインで開催されました。当日の出席者は407名(委任状出席含む)。総会で選任された議長、副議長の進行のもと各議案に沿って審議が進められました。執行部から各議案の説明があり、第5号議案及び第6号議案では、今後の当協議会活動における組織強化を図ることを目的としていることの説明がありました。お蔭様をもちまして全ての議案についてご承認、可決をいただきましたことをご報告させていただきます。会員の皆様のご理解とご協力に深く感謝申し上げます。

ご存じのように来年度はトリプル改定(医療・介護・障害)を控えています。既に議論されている内容を見ても介護支援専門員として注目しなければいけないポイントが目白押しです。当協議会としては、今後想定される様々な課題に確実に対応するため、引き続き各職能団体様からのご支援、ご協力を頂きつつ、地域単位の介護支援専門員団体との連携を強化し、責任ある専門職団体としての活動をより一層励み取り組んで参ります。どうぞよろしくお願いいたします。

総会模様

【審議事項】

- 第1号議案：令和4(2022)年度事業報告
- 第2号議案：令和4(2022)年度決算・監査報告
- 第3号議案：令和5(2023)年度事業計画(案)
- 第4号議案：令和5(2023)年度予算(案)
- 第5号議案：定款及び運営規則の変更について(案)
- 第6号議案：役員改選について(案)

【質問と回答】

事前質問(会員) 第2号議案について

決算書、事業セグメントごとの収入と支出の差、すなわち利益状況の詳細が知りたい。当初予算との執行率はわかるが、現実に各事業毎、決算書の収入の部 2事業収入と支出の部 2事業費から各事業毎に差し引けば収支差、すなわち事業ごとの利益率は分かるが、各事業毎の利益率が知りたい。また、支出の部 2事業費の摘要に各事業での消耗品費、通信費、人件費は 1管理費で計上しているというが、各事業におおよそで構わないので按分したうえで、利益率を示してほしい。

回答(執行部)

画面共有で説明させていただく。当会で実施している事業は大きく2つに分けられる。画面で示す資料は県指定事業(介護支援専門員資質向上事業：千葉県知事から指定実施機関として実施する研修)と当会委員会事業に分け、事業費、通信費、消耗品費、人件費、その他の諸経費を按分し作成した。収支の差引額は県指定事業では2,992,510円、当会委員会事業では3,287,615円となっている。ご承知のとおり、昨今のコロナによる影響で現場は大きく混乱した。加えて資格更新に必須となる更新研修事業も一時的にストップした影響もあり、近年は介護支援専門員の更新研修受講希望者が予想を大きく上回っている。加えて「介護支援専門員法定研修のオンライン化」により、受講環境等が整わず受講を一時的に控える者もいる。このような状況は今年度

だけでなく、複数年に渡り続くことが予想される。当会としては、更新を希望した者には可能な限り受講機会を作り、提供することを次年度以降も続けていく。そのために千葉県の補助金等も有効に活用しながら、次年度も回数、実施方法等を工夫しながら研修事業を滞りなく円滑に進めていく。

一方、当会委員会事業では、すでに支払いが済んでいるものの「事務所移転費用(約3,200,000円)」は次年度の費用計上となることから今年度には含まれていない。

以上のことから、今年度の当会の収支バランスをご質問にあった「利益率」でお答えすると、マイナスではないものの、大幅な利益(繰越)はない。なお、ご質問者は本日欠席されていることから、議事録を当会ホームページで公開することでお示ししたいと考えている。

このたび、8名の方が新たに加わり、千葉県介護支援専門員協議会は理事23名、監事2名の新体制となりました。どうぞよろしくお願いいたします。

新理事のご紹介、執行部のご紹介については次回の会誌(広報誌)でお知らせします。

【千葉県介護支援専門員協議会 役員名簿】

任期：令和5年6月24日～令和7年通常総会終結まで

役員	氏名	選出圏域・団体等
理事	尾崎 直子	千葉圏域
理事	杉田 勝	東葛南部圏域
理事	前島 敦子	
理事	藤井 智信 ※	東葛北部圏域
理事	植野 順子 ※	
理事	木下 知子	印旛圏域
理事	米内 聖子	
理事	五十嵐伸光	香取海浜圏域
理事	多田 文香 ※	
理事	小坂 重樹	安房圏域
理事	立野 慎也 ※	君津圏域
理事	林 房吉	千葉県介護支援専門員指導者
理事	萩原 直美	
理事	後藤 佳苗	
理事	菅井 純子 ※	
理事	和田 浩明	千葉県医師会
理事	成島 順子 ※	千葉県歯科医師会
理事	島田 恭光	千葉県薬剤師会
理事	平野 和美	千葉県看護協会
理事	藤川 孝彦	千葉県理学療法士会
理事	井上 創	千葉県作業療法士会
理事	渡辺 哲也	千葉県社会福祉士会
理事	曾我 敦子	千葉県介護福祉士会
監事	吉田 久雄 ※	医療・保健福祉圏域
監事	井田 英宏 ※	

※は新任

令和5年度中に準備しておくこと（シリーズ・その1）

～高齢者虐待防止の推進～

広報委員 山口 定之

令和3年度介護報酬改定において経過措置とされている事項がいくつかありますが、経過措置終了後（令和6年4月から）は“義務化”されることとなります。今号からは、それらの体制整備に向けた取組を進めるため、シリーズに分けてお伝えしていきます。

1. 運営基準で高齢者虐待防止に触れている部分の確認

第1条の2（基本方針） 第5項

指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第27条の2（虐待の防止）

指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 1 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- 2 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。（下線部の経過措置：附則第2条）令和6年3月31日までの間、上記下線部は「講じるように努めなければ」とする（努力義務）。

2. 運営基準の解釈通知から読み解く指定居宅介護支援事業所における虐待の防止に関する措置とは？

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会）の設置、運営について
 - ①虐待等の発生の防止・早期発見、虐待等が発生した場合はその再発防止のための対策を検討する。
 - ②管理者を含む幅広い職種で構成し、メンバーの責務、役割分担を明確にし定期的（頻度についての具体的な規定はない）に開催する。開催についてはテレビ電話装置等も活用できる（情報管理等についての条件あり）。
 - ③外部から虐待防止の専門家をメンバーとして積極的に活用することが望ましい。例として医師、顧問弁護士、社会福祉士など。
 - ④虐待の事案については、従業者への共有などは個別の状況に応じて慎重に対応すること。
 - ⑤他の委員会・会議等と一体的に設置してもよい。他のサービス事業者との合同開催でもよい。
 - ⑥虐待防止検討委員会での検討内容
 - イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
 - ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止等に関すること
 - ト 「ヘ」の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

2 虐待の防止のための指針について

①指針に盛り込んでおくべき内容の例

- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
介護保険法の目的でもある高齢者の尊厳の保持や高齢者の人格の尊重を実現することを基本的な考え方とする。
- ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
委員会の構成メンバーとその役割を表にしておく。また、事業所内で地域の見守り（早期発見）・対応・専門チーム（外部機関）からの対応支援・従業者教育担当者などをネットワーク化しておくことよい。
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
研修の目的、開催頻度（定期・新規採用時）、内容、実施方法、記録、参加対象者、周知方法などを盛り込む。
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合の事業所内の共有方法、通報先（市町村担当窓口、地域包括支援センターなど）、関係法令の規定にしたがって対応すること、調査等に協力することなどを盛り込む。
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告等体制に関する事項
おおむね「ニ」に準じる。
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
利用者やその家族等の求めに応じて市町村や社会福祉協議会の権利擁護事業の窓口を紹介することなどを盛り込む。
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
重要事項説明者に記載してある苦情対応窓口で受け付けることを記載する。
- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
当該指針は利用者、その家族、後見人などの関係者がいつでも閲覧できるよう、事業所内に掲示することなどを盛り込む。
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

3. 虐待の防止のための従業者に対する研修

- ①内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、2ハの指針に基づき虐待の防止の徹底を行うものとする。虐待が疑われる事案や不適切ケアについても含めるとよい。
- ②2ハの指針に基づいた研修プログラムを作成し、年1回以上、定期的（新規採用時にも必ず）に実施（実施内容を記録。事業所内での研修でよい）すること。

4. 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者

1～3の措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要であり、その担当者は虐待防止検討委員会の責任者が務めることが望ましい。事業所長から任命書を交付しておくことよい。

今後の内容

- シリーズ・その2：～感染症対策の強化～
- シリーズ・その3：～業務継続に向けた取組の強化～
- シリーズ・おまけ：～ハラスメント対策の強化～

全国大会お知らせ



第17回 日本介護支援専門員協会 全国大会 in とちぎ (北関東3県合同開催)

- テーマ 『のびる技・むすぶ想い・ひらく明日』
～二十歳を過ぎた介護保険 支え合うことの価値を問い直そう～
- 日程 令和5年10月21日(土)、22日(日)
- 定員 会場：800名 オンライン：2,000名
- 主催 一般社団法人日本介護支援専門員協会
特定非営利活動法人とちぎケアマネジャー協会
一般社団法人茨城県介護支援専門員協会
一般社団法人群馬県介護支援専門員協会

詳しい情報は大会HPをご覧ください



介護保険法の一部改正について

本年5月に、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が国会にて成立しました。

これは、介護保険法をはじめ関連する16の法律を改正するもので、介護保険制度に関係するものは、「医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化」部分となります。

ここでは、主な改正事項の概要についてご紹介します。

1. 介護情報基盤の整備

「介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施」とするというものです。

具体的には、介護保険に関する被保険者や介護事業者などの情報を、市町村が、収集・整理・活用し、利用者は自身の情報を閲覧でき、介護事業所や医療機関は、本人の同意の下、適切に活用できる情報基盤を整備します。

2. 介護サービス事業者の財務状況等の見える化

「介護サービス事業者等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備」というものです。

制度の持続可能性などに対応するとともに、物価上昇や災害等に当たりの確かな支援策の検討を行うため、事業者や施設に対し、都道府県への財務状況の報告が義務付けられ、国がこれらの報告を分析し、その結果を公表します。

3. 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

「介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進」というものです。

各事業所の介護現場での生産性の向上、つまり、業務の効率化や合理化などを進めるよう、県に努力義務が課されました。

具体的には、今後、介護現場において介護ロボットやICTの活用が図られるよう、県が支援をしていくことが想定されます。

4. 看護小規模多機能型居宅介護（看多機）のサービス内容の明確化

これまでは、看多機は、条文には、「訪問看護及び小規模多機能などの組み合わせにより提供されるサービス」としか書いてありませんでしたが、新たに「日常生活上の世話や必要な診療の補助」、つまり、「通いや泊りにおける看護サービスが含まれる」旨が明記され、さらに、看

多機以外にも、新たな複合サービスを省令で定めることとされました。これは、複合型のサービスのニーズが高まっていることから、国において今後、普及を促進していこうとするものです。

5. 地域包括支援センターの体制整備等

「地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備」と記載されました。

介護保険の相談窓口としての役割を持つ地域包括支援センターには、市町村が直営しているものと、社会福祉法人などに委託しているものがあります。地域包括支援センターは、介護保険に関する相談、要介護認定、介護予防支援など幅広い業務を行っており、重要な役割を果たしている一方で、業務負担が増大し続けていることが問題とされてきました。

本改正の本旨は、地域包括支援センターの業務負担を軽減するため、要支援者に対して行う介護予防支援については、市町村が指定することにより、居宅介護支援事業所も実施できるようにすることなどです。

以上が、今回の法改正における介護保険法に関する内容となります。なお、一部例外を除き、改正法の施行は令和6年4月1日が予定されています。

改正内容の記載元（厚生労働省ホームページ）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001099816.pdf>

介護保険に関するお問い合わせは
☎ 043-223-2387



当会広報誌

「ちばケアマネ通信」に 広告を掲載しませんか？

1/4 ページ

5 万円

1/8 ページ

3 万円

※全てカラー広告

ご希望の方は、当会までご連絡ください

※広告内容については、審査がございます。

※このスペースは 1/8 ページです。



サポート委員会からのお知らせ



「ケアマネスマートダイアリー 2024」 発刊します!

持ち運びしやすいサイズ、書き込みやすいレイアウト、2023年度版からのリバーシブルカバーなど、『頼れる手帖』をめざし、今年も「ケアマネスマートダイアリー 2024」の監修、発刊準備を進めています。

会員の皆様には秋頃に無料配布いたしますので、どうぞ楽しみに！そして、お手元に届いたらダイアリーの活用はもちろん、ダウンロード可能な役立つ資料を多数収録し、QRコードからスマホでも簡単に資料を閲覧できる「専用WEBサイト」も、ぜひお試しください！

研修委員会からのお知らせ



1. 第105回研修会のご報告

令和5年5月27日(土)に、千葉県歯科医師会理事*1の水町裕義先生をメイン講師、歯科衛生士の眞鍋あずさ先生をサブ講師にお招きし、研修会をハイブリッド形式で開催しました。

WEB98名(うち、会員72名)、参集26名(うち、会員16名)の方にご参加いただきました。

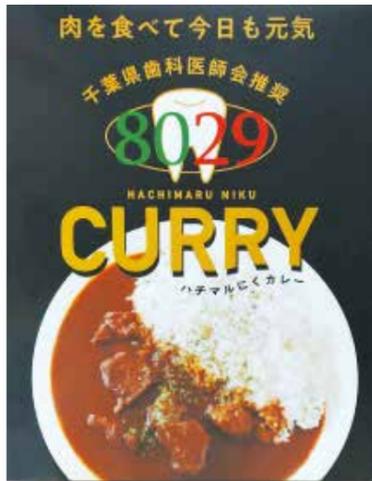
講義に加えて、スマホアプリを使ったオーラルフレイル予防と診断、カットコップを使った飲み込み介助など体験も盛りだくさん。

口腔ケア分野でのユマニチュード*2の活用に触れることができたことも含めて、学び深い研修でした。

昨年度同様、千葉県歯科医師会からのプレゼント企画(8029カレーの抽選)も実施し、「美味しくいただきました」「想像以上にスパイシー!」など、当選者から喜びの声も届いています。

ご参加いただいた皆様、水町先生、眞鍋先生、ありがとうございました。

*1 役職等は、研修日現在。*2 認知機能が低下し、身体的にも脆弱な高齢者に対し、「ケアの4つの柱(「見る」「話す」「触れる」「立つ)」、を、「ケアの5つのステップ」で実施するケア・コミュニケーション技法。



会員限定! 「Zoom研修を主催してみよう」を開催します!

コロナ禍を機に、Zoom研修へ参加するだけでなくZoom研修を企画・主催される機会も増えてきているのではないのでしょうか。

そこで「Zoom研修を主催してみよう」を会員限定で開催いたします。主催者(事務局)として知っておきたいZoom機能や、効果的に実施する方法を学んでみませんか。

研修日: 2023年12月1日(金)

時間: 2時間程度(予定)

研修時間や内容、研修の申し込み方法などの詳細については、10月発行「ちばケアマネ通信」でご案内する予定です。今少しお待ちくださいませ。

プレゼント企画

当選者からの喜びの声

8029カレーをいただき、嬉しいです\(^o^)/。感想を書くのならば、カレーを食べてからにしようと思い、今日になりました。パウチは湯煎しました。パウチをお皿にあけると、なんと「牛肉」が2つ。牛肉を食べてみると直ぐにつぶれる位柔らかくなっていましたね。食べ始めは少し濃いかなあーと思いましたが、口の中の後味は円やかな感じ?ミルク感?みたいなのが残って美味しく戴けました。高齢な方でも食べやすくなっていましたし、口腔内の健康を保ち、肉を食べて、タンパク質も摂り、フレイルにならず、いつまでも元気で過ごせると良いと思います。他のケアマネにも伝えます。有難うございました。

当選しました!! プレゼント企画がある研修なんて素敵ですね。講師の水町先生ありがとうございました。8020運動は、今は8029、オーラルフレイルの予防。80歳になっても肉を食べられることを目指すものと知りました! 歯を守ること、嚥下の重要さもわかりやすく教えていただきました。届いたカレーを早速頂きました! 牛肉カレーとてもおいしかったです。ありがとうございました。

2. 第106回研修会以降の予定等

回	日時	概要
第106回*	7月23日(日) 9:30~12:45	運営指導対策
第107回	11月5日(日) 9:30~12:45	災害対応BCP
第108回	12月9日(土) 9:30~12:45	適切なケアマネジメント手法

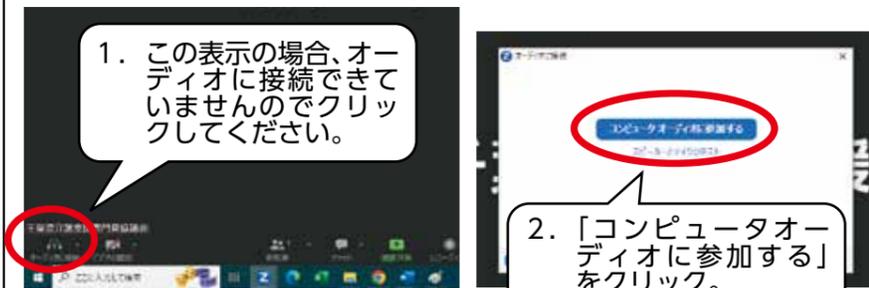
*第106回は、当該ケアマネ通信の発行時には、終了している予定です。

研修の2か月程度前になりましたら、当会ホームページ(<https://www.chiba-cmc.com/seminar/>)にて募集を開始します。皆様のご参加をお待ちしています!!

みんなの事務局です!! 94

オンライン研修についてFAQ

- Q** Zoomに入室後、音声が届きません。
- A** 画面下のツールバーでオーディオに接続されているかご確認ください。



- 3. ヘッドホンマーク からマイクマーク に変わり、オーディオに接続されました。その後、スピーカーとマイクのテストを行ってください。

スピーカーとマイクのテストのやり方は右記のQRコードから見る您可以通过



編集後記

暑中お見舞い申し上げます。

夏と聞いてイメージするものにフチが波型になっているまあい金魚鉢があると思います(やや強引)。他にも緑で子供たちが集まる金魚すくい(そばで見ている大人もホントはやりたいと思っている)。

その、金魚すくいを持ち帰ってきた小赤と呼ばれる赤色のフナみたいな金魚が、我が家では体長10センチくらいになって元気に屋外の池で泳いでいます。毎朝、出勤前にエサをあげるのが自分の日課で、池の掃除も時々やります。足音が近づくと水面に浮いてきてエサをねだるので意外とかわいいです。以前は近所のネコに捕えられてしまったこともあるので、金網を池の形にカットしてかぶせてあります。

春には池の周囲にチューリップが咲き、今はクチナシのいい香りが漂っています。生き物は何でも手間とお金がかかりますが、癒しを与えてもらえるので大切にしたいと思っています。

広報委員 山口 定之